

令和2年 第8回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和2年7月15日（水）

令和2年 第8回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和2年7月15日(水) 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 2階 第1会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 椎屋芳樹 槇光子 淵上定一郎
- 4 参与職員 押川逸夫 牧田純子 藤井寛史 谷山宏志 税所将晃 有木繁三
京保久恵
(調製職員) 川俣洋寿
- 5 説明職員
- 6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 皆さん、こんにちは。

ただいまより、令和2年7月8日付、小林市教育委員会告示第14号で招集されました令和2年第8回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、議事のほうに入りたいと思います。

まず、報告第14号、令和2年度第3回市議会定例会(6月議会)について、説明をお願いします。

押川教育部長 それでは、1ページからでございます。

6月議会でありました一般質問について、概略説明させていただきますけれども、6月議会につきましては、6月12日に開会して26日までであったわけですが、通常ですと開会后にすぐ一般質問になるんですが、今回につきましては一般質問は最後ということで、25日、26日の2日間で一般質問が8人の議員の方々からございまして、そのうち教育委員会に対しては6の方が質問されました。

内容については、その多くが新型コロナウイルス感染症関連ということでございます。まず最初に、2ページ、時任議員でございますけれども、新型コロナウイルス感染症に伴う影響及び対策についてということで、まず、全国的に3月からの休校というような影響もありました。今後の児童生徒、教員への影響はどうかというところで質問がありました。それに対し

まして、教育長から、まず心の面につきまして、学校でアンケートを行っているんですけども、その内容としましては、外に出られず、友達や先生に会えないのでストレスがたまったりとか、勉強が遅れてしまうことが不安であった、それから、自分や家族がコロナウイルスにかからないか不安であったというものがありました。それから、健康面につきましては、体調不良になった、疲れやすくなった、授業中、集中力が続かなくなった、体重が増えたというようなところがありました。

さらに、学習面につきましては、臨時休業によりまして、3月に18日、4月以降13日の合計31日間の臨時休業になったわけでございまして、各教科等の授業時間は不足するということになりました。今後の児童生徒への影響につきましては、臨時休業により生じた授業時間の不足を補うために、各学校では学校行事、学習内容の精選を行っており、それでもなお、授業時数が不足する見込みがありましたので、市の校長会で協議した上で夏季休業の4日間を授業日に設定することといたしました。

それから、運動会、体育大会につきましては、5月に実施を予定していた8校が9月に変更をしております。それから、実際の内容についても、競技の内容、実施する規模を検討しておりますとお答えしております。

それから、修学旅行につきましては、5月から7月に予定していた学校が全て秋以降の実施に変更して、行き先についても、県外、県内の両方で検討を進めております。

教員への影響につきましては、感染症予防に気を配りながらの日々学習活動ということで、通常と異なる授業形態を取ったり、授業内容の組替えを行ったりするなど影響が出ているということで答弁をしております。

それから、同じ時任議員から、3ページですけども、体力が落ちている状況になっているということもありましたけれども、体に対するストレスというのはどのように対処していくのかというご質問でございました。それからにつきましては、4ページを見ていただいて、3行目に書いていますけれども、体育の時間等は準備運動の時間に子供の実態を把握した上で、運動に慣れさせるという体育の授業を組んでまいりました。それから、一

番大事なのは健康でいるためには運動というのが大事だという意識の高揚を図るように指導したということで答弁をしております。

それから、どういう感染予防対策を取ったのかというご質問でございました。これに教育長から、靴箱、入り口等でまず抑えないと駄目ということで、玄関の前で消毒をする体制を取っていたり、検温については、家で測ってきた書類を学校に出して、それをチェックして養護の先生が全部見るといったことをしている。それから、校内の消毒については、教職員、特に養護の先生が指示をしまして、よく使う道具とか特別教室の机を消毒したということでございます。これについては、各学校でそれを習慣化できるような体制に持っていかないと、今度の秋冬は乗り越えられないので、大変でしょうがよろしくお願ひしますという連絡をしたということで答弁をしております。

5 ページです。

今後のことを考えると、学校には柔軟に対応できるようにお願いをしたいということの発言でございましたけれども、教育長から、これから共存ということはよく言われていることですので、これまでどうだったかということ进行分析しながら、次の機会に向けて万全の態勢を取っていきますと答弁しております。

それから、大迫議員でございます。人権行政について質問があり、市民や小・中学校での教育、啓発活動の状況をお伺いしますということで、教育長から、各学校の道徳、学級活動、社会科を中心に各教科の関連を図りながら、人権教育に取り組んでいるところでございます。それから、教育委員会としては、小・中学校の社会科の担当者、人権教育担当者の研修を年2回実施しております。また、平成27年度より、西諸県地区の全ての学校で西諸県みんなで人権を考える取組ということで、6月と12月の年2回実施しておりますと答えております。

それから、特に最近では新型コロナウイルス感染症に感染した感染者、それから、濃厚接触者とその家族、医療従事者の方々に対する偏見や差別につながる行為が行われたことが全国的に話題になっております。まず、正しい知識を得るということ、偏見や誤解に基づく差別は許されないという

ことについて、発達段階に応じて指導を行うように各学校に通知しておりますという答弁でございます。

それから、大迫議員から、LGBTの問題をどのように捉えているか、当事者の方々が抱えている生きづらさをどのように考えるか、市長、教育長の感想を聞きたいということでした。それについて、教育長から性的マイノリティーの教育というのは、一番大事だと思っているのはやはり正しい理解をするというのが前提だということと、これから学校の教職員も正しい理解ができているかどうかという部分についてはまだ研修不足の部分があるということで、どのように指導するかということが今後大きな問題になってくるだろうということで、教職員間で情報共有しながら、いろいろな事象に対して一緒に対応していくということが大事ではないかということで答弁されております。

次に、11ページにいきまして、原議員でございます。

新型コロナウイルス感染症に伴う影響及び対策ということで、中止となりました催物の今後の対応と、本年度計画をされているイベント等の催物の方向性について見解をお聞かせくださいということで、教育長から、教育委員会では、学校教育に関するもの、生涯学習に関するもの、文化芸術に関するもの、スポーツや体づくりに関する催しなどがございますけれども、それぞれ延期になったもの、中止になったものがございます。例えば今後予定している事業についても、各実行委員会、出演予定者の意見、来場予定者と会場の状況等勘案して判断していかなければならないと考えているということと、これから開催される市主催の総合文化祭、それから小林駅伝競走大会につきましては、現在のところは最大限の感染防止対策を講じながら開催する方向で準備を進めているところでありますが、今後は感染状況を注視しながら、各種催物の目的や市民の安全を十分に踏まえた上で開催していくことが必要と考えておりますということで答弁しております。それから、12ページでございます。

ここにつきましては、国文祭、芸文祭の開催延期に伴う影響についてということで、特に来年はオリンピック・パラリンピックも同様の時期に開催されますが、国文祭、芸文祭にも多大なる影響があるのではないかと

ふうに質問をされました。これに対しまして私から、今年の国文祭、芸文祭については51日間の予定でございましたけれども、来年はほぼ倍の期間を設けてございますので、その中でスケジュール調整がなされるものと思っておりますと答弁しております。

それから、13ページでございます。

鎌田議員でございます。新型コロナウイルス感染症に伴う影響と対策についてということで、特に感染症対策をしながら学校生活を進める上での心のケアを含めて、教育長に伺いますということで、教育長から、先ほどの時任議員への答弁にもありました心の面、健康の面、学習面について、今後の学校行事等について、同様の答弁をさせていただいております。

それから、熱中症対策と部活動についてということで質問がございました。それにつきましては14ページでございます。

まず、熱中症対策については、21校全てにエアコンがございますけれども、密閉になりますので換気ができるように2方向の窓を開けるように指導していることと、体育の授業でマスクをすると熱中症にかかりやすいということもあるようですので、運動の状況を見ながら判断している。それから、水筒を持参して定期的に水分補給をしているということ。

部活動につきましては、臨時休業中には部活動を中止いたしましたけれども、5月18日から段階的に活動を再開して、6月20日からは県内の対外試合を認めたところでありますということで答弁をしております。

それから、15ページ、タブレット端末を活用したオンライン学習についてのご質問がございました。休業中のオンライン学習について、どのように検討されているのかということでご質問がございましたので、私から、国は令和5年度までに整備する計画でございました、GIGAスクール構想でございますけれども、これを令和2年度までに前倒しに整備するというので、本市におきましても、国のGIGAスクール構想により1人1台タブレット型パソコンを整備して、オンライン学習の実現に向けて、地方創生臨時交付金等を活用して要望してまいりたいというふうに答弁しております。

それから、通信容量であるとか、オンライン学習をする上でいろんな制約

があるということで、各自治体で工夫をされていること、それから、不登校の子供への活用ということも可能性を探る必要性があるのではと質問がありました。私から、インターネット環境につきましては、アンケートも行ったんですけれども、2割ほどはインターネットの接続環境がない家庭もありますので、例えばモバイルルーターなどを整備してまいりたいと答えております。

それから、不登校児童生徒が再開された学校に登校できたという事例も聞いているところがございますので、そういうことにもつながるように活用できるのではと思いますので、できるだけ早い時期に整備をしてまいりたいと答弁をしております。

それから、17ページ、竹内議員でございます。児童・生徒の健康状態についてということで、竹内議員からは、特に小学校の新1年生、中学校の新1年生、新しい学校生活に入ってすぐ臨時休業になって、子供の健康管理は大変だったと思いますけれども、現在の状況を伺いますということで質問されております。教育長からは、小学1年生は8日間、中学1年生は9日間登校ができましたが、その後、臨時休業期間に入りましたので、健康管理が難しい状況でありましたということ、それから、段階的に現在は日々登校することで生活リズム、食生活が整うようになり、健康状態も改善傾向にあるというふうに伺っておりますと答弁しております。

それから、国立成育医療研究センターが調査しておりますけれども、49%の保護者が子供に感情的になった、子供たちの70%以上は集中できない、いらいらする、ストレスがある。それから、生活のリズムが乱れて就寝や起床の時間がずれたというのが61%、テレビやスマホを見る時間が増えたというのが60%。生活が極端に変わったということで、休業中には保護者からそういうことでの相談はなかったのか質問がありました。教育長から、保護者からの大きな問題として教育委員会に上がってきたものはありませんけれども、個人個人が、学校に集まれば集団になります。変化がありましたので、実態を把握することを想定して、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと対応しているところですよということで答弁をしております。

それから、19ページでございます。

今後の学校運営についてということで、同じ竹内議員でございますけれども、休業中の家庭学習はどのように評価していくのかということでご質問があり、教育長から、各学校でそれぞれやり方がございますけれども、例えば靴箱に課題を入れて子供たちが持って帰る。そして、それをまた子供たちがやってから、靴箱に入れるということで、靴箱を媒介して、直接、接しない方法でやっている学校もあり、各家庭のポストを利用しているところもあるということですと答弁しております。それから、教育委員会としては、定着しているかの見届けを徹底していると答弁しております。それから、竹内議員は、学力低下というのが非常に心配される。10ページにかけてでございますけれども、1年間の学習内容が終わらないという場合があるのでしょうかと質問でございます。それに対しまして教育長から、国としても、来年度がある在校生については、次年度でも補充できればよいというガイドラインはありますけれども、小林市の場合には今年度で学習内容は習得させるということで進めております。そのためにも、予備時数も入れて、夏休みも4日間授業をやります。そういうこともやりまして、今年度中、年度末までには終わるように計画して進めているところでありますとお答えしております。

それから、個別指導を徹底するということが、個がどういう状態であるのかということが大事なので、そこを見極めて学習指導、生活指導を徹底するように指導しておりますと答えております。

それから、国の2次補正による加配の件につきまして質問がございましたけれども、今、希望調査が来ているところですが、仮に加配が来ても、職員を見つけられるかどうかというのが各自治体に任されており、非常に厳しいのではという答弁でございます。

それから、21ページ、竹内議員でございますけれども、コロナ禍の中でのフッ化物洗口の取扱いについてということで、日本口腔衛生学会につきましては、フッ化物洗口の一時中断もやむを得ないという声明を出しております。それから、事故が発生しておりますけれども、この事実をどのように受け取られますかということでご質問がありました。これに対して教

育長からは、日本口腔衛生学会につきましては、やむを得ないというのはあるんですが、緊急事態宣言が撤回されたときには速やかにフッ化物洗口を再開することが大切であるとされているので、今後、希望調査等を行った上で実施していきたいというふうに答弁しております。

それから、事故については、もちろんあってはならないものと考えており、方法等も通常ですと週1回法で900PPMの濃度になるんですけれども、本市では半分の450PPMで実施したいと考えている。それから、やり方についても、3密を避けること、できるだけ飛沫が飛ばないように口元に近い位置で漱口液を紙コップに吐き出して、ティッシュを詰めて廃棄する方法を考えていると答弁しております。

それから、こういう事故のある状況で保護者に分かってもらえるか、理解していただけるかとのご質問がありました。私から、まず、間違いが起こらないようにチェック体制をきちんと整備して、一人で薬を薄めるのではなくて、複数でやるというのと、仮に誤飲というのも考えられますけれども、それについても起きた場合のフォロー、事前にフローを作成しておいて、きちんと素早く対応するということでお答えをしております。

それから、飛沫感染につきましては、先ほどの答弁と同じように、質問もございましたけれども、方法についてお答えしております。

一般質問については、以上でございました。

23ページにつきましては、議案質疑の質問と答弁でございます。それから、24ページにつきましても、総務文教委員会での質問と答弁でございます。

それから、スポーツ振興課の答弁資料ですけれども4ページまで議案質疑の質問と答弁でございます。

5ページからが一般質問でございますけれども、6ページにつきましては、原議員からこばやし大運動会のことについてご質問をいただきまして、こばやし大運動会、予算で陸上競技用のトラック改修も上げてございまして、開催は厳しいというお答えをしておったんですけれども、どうしてもやり方を変えたりとかできないのかということがございました。ただ、実行委員会の中では、今年度、コロナの影響もあるので無理に開催する必要はな

いのではということや、本来は市民こぞって参加するべきものという形を取ると、また協議をしないといけないということもございますし、そういうところで今年度は難しいということで答弁をさせていただいております。ほかのスポーツ行事についても停止が相次いでいますけれども、代替の大会として市長杯、教育長杯などを開催できないかというご質問もございました。これに関しまして教育長のほうから、一つのスポーツ競技で市長杯、教育長杯を開催するとなると、他の競技全般、全部の競技について開催しないといけないので、それについては十分な検討が必要というふうに答えております。

7ページ、8ページにつきましては、総務文教委員会のスポーツ振興課の質疑と答弁でございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問等ありますでしょうか。

大部菌教育長職務代理者 夏季休業中に4日間の授業日を設けている件ですが、この4日間で大丈夫なのかなということ、あと、夏休みのプールの解放ですね。プールをするのか、しないのか。授業の日にちが分かれば教えてほしいんですけれども、4日間の日にちですね。

藤井指導監 7月22日が1日目ですね。あと4日間連休が入りますので、明けて27日、28日、29日の4日間です。

中屋敷教育長 夏休みに4日間で大丈夫かどうかというのは、学校の教務主任が時数の管理をしているんですけれども、結果的には1か月は臨時休業ということになったんですけれども、協議をしてもらって、行事等の精選とか学習内容の精選、見直しをしたり、結構予備時数を学校は持っているんです。何かがあったときに学校が臨時休業になったときにはできるように、予備の時数を持っています。それで、いろんなものを計算した結果、夏、これから、台風で2回休みが来ても、4日間あれば大丈夫という余裕を持って4日間という数字を出しています。結論からいえば21校、もう要らないというところもあったんですけれども、やっぱり公平性、平等性というのは大事なので4日間ということで出したところなんです。

プールの件については、水泳指導を県、市町村では延期したところもあれ

ば、実施したところもあって、西諸県地区は全て実施しています。ただ宮崎市辺りは夏休み以降というふうに決めていると思います。しないというところもあります。

夏休みのプール開放については、学校のPTA、地域も含めて任せてあるので、教育委員会からの指示等はないので、その実態把握もできておりません。

淵上委員 栗須小学校はその話が出まして、保護者で研修を今回できなかつたし、保護者だけでするものですから、間隔を空けるなどの体制も恐らく取れないだろうということ、そして、学校で水泳指導はしてくれるということで夏休みのプール開放に関してはしない。聞いた限りでは、それが多いと思います。

中屋敷教育長 今年難しいですね。水中感染はほとんどないというのはスポーツ庁からそういう通知が来ているからできているんですけども、だからといって、何が起こるか分からないというのが今の現状ですので、そのリスクも背負わなきゃいけないというのがあります。ですから、今年難しいのかなとは思いますが。

椎屋委員 須木の河川プールも今年は開かないということで決定している。

中屋敷教育長 のじりこびあと十三塚運動公園はどうですか。

淵上委員 のじりこびあは開きます。

税所課長 十三塚運動公園プールにつきましては、現在も自粛しておりませんので、そのまま事業実施という形になります。

中屋敷教育長 よろしいですか。(はい)

続いて、報告第15号、令和2年度準要保護児童生徒認定者数について、説明をお願いします。

牧田学校教育課長 それでは、令和2年度の認定者数についてご報告いたします。

26ページをお開きください。

令和2年7月1日現在の認定状況をまとめたものでございます。一番下に総計欄がございますので、そちらの数字で報告をさせていただきます。一番左側にあります28件につきましては要保護の認定数でございます、こちらは生活保護の教育扶助を受給されている件数ということになります。

その右側からが準要保護の状況でございますけれども、申請は670件でございました。このうち認定となりましたのが、中段にあります632件になります。この差が38件ございますけれども、それが右側にあります不認定の件数というところになっております。この不認定につきましては、申請のあった世帯の収入額が認定基準をオーバーしたものによるものでございます。

この認定632件のうち、独り親世帯がその右側にあります443件でございまして、その割合は70%になっております。

その右側の3つの数値につきましては、昨年度の8月31日現在の申請数、認定数、却下数の状況でございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問はありますでしょうか。

椎屋委員 コロナの関係で夏休み明けぐらいにまた申請をしてくるということも考えられると思うんですが、予算的には大丈夫ですか。

牧田学校教育課長 6月補正におきまして、就学援助につきましては、コロナの影響で家計が急変された方の分を確保させていただきました。7月1日から市の広報と学校通知で周知をしているんですけども、今のところ、申請は0件ということでございます。

椎屋委員 ありがとうございます。

中屋敷教育長 ほかにありませんか。よろしいですか。(はい)

続いて、報告第16号、第35回国民文化祭みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会について説明をお願いします。

谷山社会教育課長 28ページをご覧ください。

国文祭、芸術祭の延期ということにつきまして、6月29日に宮崎県の実行委員会のほうで各市町村の担当者会議が開かれました。その中で新しい会期の日程が決定しました。令和3年7月3日、土曜日から令和3年10月17日、日曜日までの計107日間の間で開催をされるということになりました。今年度の予定が計51日間でしたので、倍以上の期間となるという形になります。

それから、会期中に実施するプログラムにつきましては、現在、県のほう

で調整を行っているということでございました。

それから、各分野別のフェスティバル事業なんですが、これは各市町村の実行委員会における事業でございます。こちらにつきましては、各市町村の庁内の関係課、または文化芸術団体等と協議をしまして3パターンから決定をしていただくということで、まず、①として来年度進めたものを来年度実施、②として年度内で実施を行うもの、③として何も行わない、中止という意向を今月30日、木曜日までに県の実行委員会へ報告をすることになっております。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。

オリンピックはこの中であるわけですね。次期開催は和歌山ですか。

谷山社会教育課長 和歌山は来年、令和3年の10月30日、土曜日から11月21日、日曜日までの23日間ございます。

中屋敷教育長 ずらしてあるけれども短くなり、オリンピックが終わってから。すごい幅がありますね107日間。

来年度実施というのは、今年はしないということですよね。

谷山社会教育課長 はい。

中屋敷教育長 そして、年度内実施というのは今年するということですね。今年した場合は、来年はどうなるんですか。

谷山社会教育課長 今年実施したものに関してはしません。

中屋敷教育長 分かりました。

あとはよろしいでしょうか。(はい)

報告第17号、陸上競技場改修工事プロポーザル選定委員会について、説明をお願いします。

税所スポーツ振興課長 それでは、報告第17号の陸上競技場の改修の選定委員会についてでございます。

資料の9ページをご覧いただきたいと思います。

陸上競技場の改修工事につきましては、6月議会で補正予算が議決をされました。それに伴いまして、事業を今後進めてまいりますけれども、業者の決定方法につきましてはプロポーザル方式で実施をいたします。その業者選定の選定委員会の名簿がこの9ページになっております。選定委員は

8名ということで、副市長が委員長となりまして、8名体制で業者の選定を行ってまいります。

次の11ページをご覧くださいと思います。

これはプロポーザルの実施要領等になっております。内容につきましては、実施事業の概要でございますけれども、総合運動公園の陸上競技場が平成7年に開設をしております。25年が経過をいたしまして、その中で平成18年度から随時改修工事等を実施しております。現在は老朽化が激しく、利用者の安全が確保できない状況にもなっているところでございます。

また、日本陸上競技連盟第3種の公認陸上競技場となっていることから、5年ごとの公認の更新をするものでございます。今年の9月末がその5年目の期限となっております、公認を受けるためにも大規模な改修が必要な状況となっております。

スケジュールでございますが、下のほうの3番目のスケジュールに沿って事業を実施してまいります。まず、1番目の令和2年7月13日月曜日ですけれども、実施要領等の公表と配布を行いました。8番のところですけれども、プレゼンテーション提案会及び審査を8月19日に予定しております。

裏面になりますけれども、11番、契約の手続ということで業者を選定いたしまして、その期間が9月の中旬頃になろうかと思っております。その業者の契約議案を9月議会で提案いたしまして、議決を受けまして、工事が10月から着工できるものと考えております。工期につきましては、年度末まで約6か月ぐらにかかる予定になっております。

続きまして、17ページをご覧くださいと思います。

これが仕様書になります。内容につきましては、3番目の工事内容というところがございます。その中の(3)の概要、これが工事内容になりますけれども、1番から6番までそれぞれ改修の内容になっております。

⑦のところですが、それらの基本的な改修内容以外についても提案をいただき、その提案について、よい提案があった場合はそういったところを考慮いたしまして、点数のほうも加配していきたいと考えております。次の18ページでございます。

これが評価基準書になっております。評価の項目ですけれども、11項目ございます。点数につきましては、この11項目で100点満点ということになっております。8人の委員がおりますので800点満点での評価、順番がつけられることとなります。

この中で特に3番目のところでございますけれども、地域貢献、地元経済に対する考え方についての提案があるか。これは地元の業者の方が参入できるかどうかや、地元の材料と人員配置等、こういったことが配慮されているかというような内容になっております。7番の耐久性を考慮した材料提案があるか、8番、補償についての提案があるかと、11番、ランニングコスト及び施設更新費用の低減のための提案があるか、こういったところを重要視していくということで点数の配分も高いものにしております。点数の分け方なんですけど、5点のものもあったり、10点、また重要視しているところは15点という形で、それで合計が100点になるように基準書のほうは準備をしているところでございます。

重要な点につきましては、第1回目の選定委員会の中でそれぞれ委員と意思疎通をいたしまして、よりよい競技場改修になるようにということで進めていきたいと思いますということで確認をしたところでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問等ありますでしょうか。

大部菌教育長職務代理者 事業費はどのぐらいの予算を考えていますか。

スポーツ振興課長 3億986万2,000円です。

中屋敷教育長 このうちの8,000万円がt o t oです。

ほかにないでしょうか。よろしいですか。(はい)

それでは、報告案件を終わらせて、議案のほうに入りたいと思います。

議案第52号、令和2年度7月補正予算について説明をお願いします。

牧田学校教育課長 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

こちらに4本の事業がございます。市のほうで7月30日に臨時議会の開会が予定されているということで、これは新型コロナウイルス感染症の第

2次対策としましての補正予算でございます。

まず、一番上の小学校施設維持補修事業費（臨時）129万8,000円でございますけれども、これが学校の集団における感染リスクを低減するため、3密解消を図るものでございます。具体的には、三松小学校の6年生が児童数74名の2クラスでございますけれども、今1クラスに40名近くの児童がいて密であるということからクラス分け、もしくは分散授業を行えるように、学校内の空き教室等にエアコンを設置しまして、そちらを活用できるようにということで、そのエアコン設置の費用を予算化しているものでございます。

次に、2番目の小学校ICT教育推進事業費、そして、その下、中学校も同じくICT教育推進事業費でございますけれども、合わせて予算が約8,000万円ほどになっております。こちらは国のGIGAスクール構想が本年度、令和2年度に5年間のものが前倒し執行とされたことを受けまして、1人1台のタブレット整備、それから、学校側がオンライン授業で使用するカメラやマイクの整備、また、ICTの専門家によります学校の人的支援の加配費、こういったものを予算化したいと考えております。これにつきましては、財源内訳の欄を見ていただきますと、国の補助を活用いたします。

そして、一番下の4つ目、学校保健管理事業費でございますが、108万9,000円。こちらは幼稚園、小・中学校に非接触型の体温計、これを購入しまして整備をする費用でございます。

これらの財源につきまして、今、国の財源以外は一般財源というところになっておりますけれども、国のほうで新型コロナウイルス感染症に対応する地方創生臨時交付金というものの活用ができるようになっておりますので、ここにつきましてはその臨時交付金の活用を要望しているところであります。

中屋敷教育長 今のところですが、ご質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。（はい）

それではないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第52号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（はい）

ありがとうございます。

それでは、協議に付したものは全部終わりましたが、何か特に意見交換と
いうことではありませんか。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、次回の開催日程をお願いしたいと思います。

川俣調製職員 次回でございますが、7月28日、火曜日に午後3時半から2階の第1会
議室で臨時会をお願いしたいと思っております。

定例会は、8月19日、水曜日、午後3時半から2階の第1会議室で開催
をしたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

中屋敷教育長 それでは、以上をもちまして、7月の定例教育委員会を終わりたいと思
います。お疲れさまでした。

閉会 16:45

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員